

# 京都市公契約基本条例施行要綱

制定 平成28年3月31日

改正 令和3年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市公契約基本条例（以下「条例」という。）及び京都市公契約基本条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。  
(労働関係法令遵守状況報告書)

第3条 条例第12条第1項及び第2項に規定する労働関係法令遵守状況報告書の様式は、様式1の1から1の3までのとおりとする。

(労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届)

第4条 条例第12条第3項の規定による届出の様式は、様式2の1及び2の2のとおりとする。

(措置結果報告書)

第5条 条例第15条に規定する措置結果報告書の様式は、様式3の1及び3の2のとおりとする。

(公表の内容及び方法)

第6条 条例第18条第1項の規定による公表は、様式4の内容を京都市のホームページに掲載することにより行うこととする。

(公表の期間)

第7条 公表の期間は、公表をされている者（以下「公表事業者」という。）が適正な措置を講じたと本市が確認することができるまでの間とする。ただし、次に掲げる者の公表の期間は、3月以上で適正な措置を講じたと本市が確認することができるまでの間とする。

- (1) 虚偽の労働関係法令遵守状況報告書を提出した者
- (2) 虚偽の労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を提出した者
- (3) 虚偽の措置結果報告書を提出した者
- (4) 労働関係法令遵守状況報告書、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届又は措置結果報告書に関し、本市からの説明等の要求を拒み、又は虚偽の説明等を行った者

(公表事業者との契約の禁止等)

第8条 受注者等は、条例第11条の規定の趣旨を踏まえ、公表事業者と下請等契約を締結しないようにしなければならない。

2 受注者等は、下請等契約を締結する際、下請負者等に対し、公表事業者と下請等契約を締結してはならないことを知らせるよう努めるものとする。

(公表事業者等の参加停止)

第9条 公表事業者及び公表事業者と下請等契約の締結があった場合における受注者等のうち一般競争入札有資格者名簿に登載されているものの本市の競争入札への参加の停止に関する

取扱いについては、京都市競争入札参加停止取扱要綱に定める。

(対象公契約等の明示の方法)

第10条 条例第19条の規定による明示は、下請等契約を締結しようとするときに、当該下請等契約に基づき従事する業務が対象公契約に係るものであることを記載した文書を対象下請負者等に交付することにより行うものとする。

2 規則第7条第1号に掲げる事項の明示は、対象受注者にあつては対象公契約を締結後速やかに、対象下請負者等にあつては下請等契約を締結後速やかに、対象労働者の見やすい場所に掲示し、又はその旨を記載した文書を対象労働者に交付することにより行うものとする。

3 規則第7条第2号に掲げる事項の明示は、不遵守事項を解消するための措置を講じた後速やかに、対象労働者の見やすい場所に掲示し、又はその旨を記載した文書を対象労働者に交付することにより行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。